

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 8 月 2 日（金）第2928号の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 規 則

- 鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（※）  
(総務福利課取扱い) 1

## 規 則

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第52号

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則（昭和46年鹿児島県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「及び鴨池緑地公園」を「，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランド」に改め，「（運動施設を含む。）」を削り，同条第2号中「及び鴨池緑地公園」を「，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランド」に改め，同条第3号中「鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例」を「鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例」に改め，「及び第5項」を削り，同条第4号オ及び第5号オ中「及び第5項」を削る。

第5条第1号から第3号までの規定中「及び鴨池緑地公園」を「，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランド」に改め，同条第7号イ中「第4条第2項」を「第4条第2項ただし書」に改め，同条第10号ア中「法第6条第1項」を「法第16条第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第1項」に改め，同号イ中「法第7条第1項」を「法第16条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項」に改め，同号オ中「第11条第1項」を「第11条」に改め，同号カ中「法第13条」を「法第16条第1項の規定により読み替えて適用される法第13条」に改め，同号キ中「届出」を「届出等」に改める。

## 附 則

- この規則は，平成26年2月1日から施行する。ただし，第4条第1号の改正規定（「（運動施設を含む。）」を削る部分に限る。），同条第3号の改正規定（「及び第5項」を削る部分に限る。），同条第4号オ及び第5号オの改正規定，第5条第7号イ及び第10号の改正規定並びに次項の規定は，公布の日から施行する。
- 知事は，鹿児島県都市公園条例及び鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鹿児島県条例第56号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定により行うことができるとされた次に掲げる事務を教育委員会に委任する。
  - 鹿児島ふれあいスポーツランドに係る鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下この号において「条例」という。）に関する次に掲げること。
    - 条例第4条の規定による指定管理者の公募
    - 条例第5条の規定による必要書類の決定及び申請書等の受理

- ウ 条例第 6 条の規定による必要な事項の決定並びに指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定
- エ 条例第 7 条の規定による必要なときの認定並びに指定管理者の指定の特例による候補者の選定及び指定管理者の指定
- (2) 鹿児島ふれあいスポーツランドに係る鹿児島県都市公園条例（昭和45年鹿児島県条例第19号。以下この号において「条例」という。）に関する次に掲げること。
  - ア 条例第 2 条の 3 の規定による指定管理者の指定
  - イ 条例第 2 条の 4 第 7 号の規定による必要な業務の認定
- 3 知事は、改正条例附則第 4 項の規定により読み替えて適用される改正条例第 2 条の規定による改正後の鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例（昭和46年鹿児島県条例第19号）（以下「読替後条例」という。）に関する次に掲げる事務を教育長に委任する。
  - (1) 読替後条例第 3 条の規定による使用の許可等
  - (2) 読替後条例第 4 条第 1 項の規定による許可の取消し等
  - (3) 読替後条例第 5 条第 1 項の規定による使用料の徴収
  - (4) 読替後条例第 5 条第 2 項の規定による使用料の前納以外の方法による納入の承認
  - (5) 読替後条例第 5 条第 7 項の規定による既納の使用料の返還
  - (6) 読替後条例第 6 条の規定による使用料の減額又は免除
  - (7) 読替後条例第 7 条第 1 項ただし書の規定による原状変更の承認
  - (8) 読替後条例第 7 条第 2 項の規定による原状回復についての指示